

熊本県監査委員公告第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年（2024 年）4 月 18 日から 5 月 28 日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）12 月 25 日

熊本県監査委員	藤 井 一 恵
同	竹 中 潮
同	城 下 広 作
同	河 津 修 司

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
農林水産部 林業研究・ 研修センター	（職員の交通法規違反について） 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。	従来の月例会における注意喚起に加え、所長指示のもと以下の取組みを新たに実施し、交通違反、事故の防止に努めている。 ・全職員を対象として、所長から「交通事故防止」、両次長から「交通ルールとマナー」、「ヒヤリ、ハット」をテーマに集合研修を 2 回実施。 ・毎月、各部職員が順に、交通違反・事故防止の標語を作成し、例会で趣旨を説明した上で各部出入口付近に掲示。 ・毎月、各部職員が順に、職員自身の体験を基にした注意喚起の館内放送を昼休み又は夕方に実施。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの